○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第八条の二」を削り、「第七款　入国管理局（第十七条―第二十条）」を「第七款　訟務局　第八款　入国管理局（第十七条・第十八条）」に、「第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十二条」を「第二十四条」に、「第二十三条」を「第二十五条」に、「第二十四条」を「第二十六条」に、「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十六条」を「第二十八条」に、「第二十七条」を「第二十九条」に、「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条」を「第三十一条」に、「第三十条」を「第三十二条」に、「第三十一条」を「第三十三条」に、「第三十二条」を「第三十四条」に、「第三十三条」を「第三十五条」に改める。

第五条　削除

第五条の二を削る。

第八条の二を削る。

第四章中第三十三条を第三十五条とし、第三章中第三十二条を第三十四条とし、第二章中第三十一条を第三十三条とし、第一章第三節第四款中第三十条を第三十二条とし、同節第三款中第二十九条を第三十一条とし、同節第二款中第二十八条を第三十条とし、同節第一款中第二十七条を第二十九条とし、同章第二節第六款中第二十六条を第二十八条とし、同節第五款中第二十五条を第二十七条とし、同節第四款中第二十四条を第二十六条とし、同節第三款中第二十三条を第二十五条とし、同節第二款中第二十二条を第二十四条とし、同節第一款中第二十一条を第二十三条とし、同章第一節第七款中第二十条を第二十二条とし、第十七条から第十九条を二条ずつ繰り下げ、同款を第八款とし、第六款の次に次の一款を加える。

第七款　訟務局

（訟務調査室）

第十七条　訟務企画課に、訟務調査室を置く。

2　訟務調査室は、国の利害に関係のある争訟に関する基本的な事項に係る調査、企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　訟務調査室に、室長を置く。

（民事訟務対策官）

第十八条　民事訟務課に、民事訟務対策官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　民事訟務対策官は、命を受けて、民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十七年四月十日から施行する。

○法務省令第十六号

法務省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百八十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令の一部を改正する省令

不動産の管轄登記所等の指定に関する省令（昭和五十年法務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「第六十八条」を「第六十九条」に改める。

第三条中「第六十八条第二項の規定」を「第六十九条第二項の規定」に、「第七十条」を「第七十一条」に、「第六十八条第二項の事務」を「第六十九条第二項の事務」に改める。

附　則

この省令は、法務省組織令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十七年四月十日）から施行する。

○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「八百十二人」を「八百十六人」に改める。

第五十二条第一項中「四百二十三人」を「四百二十九人」に改める。

附則第三項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「ほか」の下に「、栃木刑務所」を、「播磨社会復帰促進センター」の下に「、和歌山刑務所」を加える。

第二十二条の表刑務所等の名称の欄中「宮城刑務所　黒羽刑務所」を「黒羽刑務所」に、「札幌刑務所　宮城刑務所」に改める。

第三十条第一項中「札幌刑務支所」の下に「、札幌拘置支所」を、「釧路刑務支所」の下に「、仙台拘置支所」を加える。

第三十一条第一項中「六百二十六人」を「六百二十一人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

法務大臣　上川　陽子

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「一人」の下に「（多摩少年院にあっては、二人）」を加える。

第六条に次の一項を加える。

2　多摩少年院の首席専門官二人は、それぞれ第一教育担当及び第二教育担当とし、第一教育担当の首席専門官は前項第三号から第六号までに掲げる事務を、第二教育担当の首席専門官は同項第一号及び第二号に掲げる事務をつかさどる。

第十一条第一項中「百三十九人」を「百四十二人」に改める。

第十四条第二項中「函館少年鑑別所」の下に「、秋田少年鑑別所」を、「山形少年鑑別所」の下に「、富山少年鑑別所」を加える。